

令和5年2月市議会 教育厚生委員会資料

第38号議案

長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正する条例名 .....	3
2 改正理由 .....	3
3 改正の内容 .....	3
4 施行期日 .....	3
5 新旧対照表 .....	3～4

こども部  
令和5年2月



## 1 改正する条例名

長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

## 2 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（以下「府令」という。）の一部改正に伴い、特定教育・保育施設の管理者の懲戒に係る権限の濫用禁止に係る基準を見直すとともに、その他所要の整備する必要があるため。

## 3 改正の内容

### (1) 懲戒に係る権限の濫用禁止の規定の削除（第 26 条）

児童虐待の防止等を図る観点から、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘のある親権者の懲戒権について、民法の規定が削除されたことに伴い、同様の措置を講ずるもの。

### (2) 所要の整備（第 54 条）

令和 3 年 8 月に府令の一部を改正する府令が公布されたことに伴い、長崎市においても電磁的記録等に係る規定の一部改正（令和 3 年 8 月専決処分）を行ったが、同年 9 月に当該府令の原稿誤りが公布されたことから、同様に基準を改正するもの。

## 4 施行期日

公布の日

## 5 新旧対照表

改正後	改正前
第 26 条 削除	<u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u> 第 26 条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
（電磁的記録等）	（電磁的記録等）
第 54 条 〔略〕	第 54 条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、「第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、「第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、「第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

2～5 〔略〕

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）とあるのは「書面等による同意」と、「第5項」とあるのは「第6項において準用する第5項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、「第5項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。